

土壤汚染状況調査のご案内

土壤汚染対策法による調査について -

土壤汚染に係る調査及び措置については、土壤汚染対策法により、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、3000 m²以上の土地の形質変更時等には、土壤汚染状況調査が必要となります。

改正土壤汚染対策法は、平成 22 年 4 月 1 日より施行されております。

< 土壤汚染対策法で土壤汚染状況調査が必要となるケース >

[ケース 1] 特定有害物質を製造・使用または処理する特定施設を廃止する場合

土壤汚染対策法で定められている特定有害物質を使用している工場では、水質汚濁防止法、下水道法に基づいて「特定施設」の使用を役所へ届け出ています。その施設の使用を廃止する際には、調査が必要になります。(法 3 条)

[ケース 2] 3000 m²以上の土地の形質変更時、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合

3000 m²以上の土地を形質変更（掘削する面積 + 盛り土する面積 3000 m²）する場合、都道府県知事への届出が必要になります。そして、都道府県知事が改変をしようとする土地に汚染のおそれがあるかどうかを判断します。対象地に汚染のおそれがあると判断された場合には調査命令が出て、調査が必要になります。(法 4 条)

[ケース 3] 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める場合

都道府県知事が、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めた場合には調査命令が出て、調査が必要になります。(法 5 条)

LES

株式会社 環境科学研究所

～ 土壌汚染対策法による特定有害物質の種類と基準値 ～

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種 特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	-	0.002 以下
	1,2 - ジクロロエタン	0.004 以下	-	0.004 以下
	1,1 - ジクロロエチレン	0.02 以下	-	0.02 以下
	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下
	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 以下	-	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下
	1,1,1 - トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下
	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 以下	-	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	-	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	1 以下	
第三種 特定有害物質	シマジン	0.003 以下	-	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	-	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと

当社は環境大臣による指定調査機関として認可・登録されております。
土壌調査には専門のスタッフが対応。お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 環境科学研究所

< 主な許可・登録 >

土対法指定調査機関
計量証明事業登録 (濃度)
作業環境測定機関登録
測量業登録
浄化槽保守点検業登録

環境省 2011-1-2
北海道知事第 638 号
北海道労働基準局第 01-20 号
第(2)-30146 号
北海道知事浄保 60 第 2 号

〒041-0824 函館市西桔梗町 28 番地の 1

TEL 0138-48-6211 FAX 0138-48-6210

ホームページ: <http://www.leskk.co.jp>

E-mail: info@leskk.co.jp

営業担当 山口、葛岡